

第1章 環境配慮指針策定の背景及び目的

1 各種法令、計画との関係、位置付けについて

開発事業の実施における環境配慮については、平成12年12月に制定した「北九州市環境基本条例」において、「市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。」また、平成10年3月に制定した「北九州市環境影響評価条例」においても、「市は、市が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画を策定するに際して、環境の保全について適正な配慮をするように努めなければならない。」旨が規定されています。

また、現在、北九州市環境基本条例に基づく環境基本計画として位置づけられている「アジェンダ21 北九州」において、行動方針の一つである「環境と共生するまちづくりの計画的、総合的推進」の取り組みとして、「事業別の環境配慮指針の策定」及び「環境の現況、環境への配慮施策等の情報の収集・整備、科学的知見の集積」が明記され、今後、作成される新たな環境基本計画においても、環境配慮指針が位置付けられる予定となっています。

さらに、平成16年10月に策定・公表された「環境首都グランドデザイン」で示された行動原則「自然と賢くつきあい、守り、育みます」の具体的な取り組みとして、平成17年9月に「北九州市自然環境保全基本計画」が策定されました。

この計画においても、基本目標「身近に自然を感じる都市づくり」の取り組みの一つとして、「環境配慮指針の策定」が明記されており、開発事業の実施にあたって、環境配慮指針を活用した適切な環境配慮が求められています。

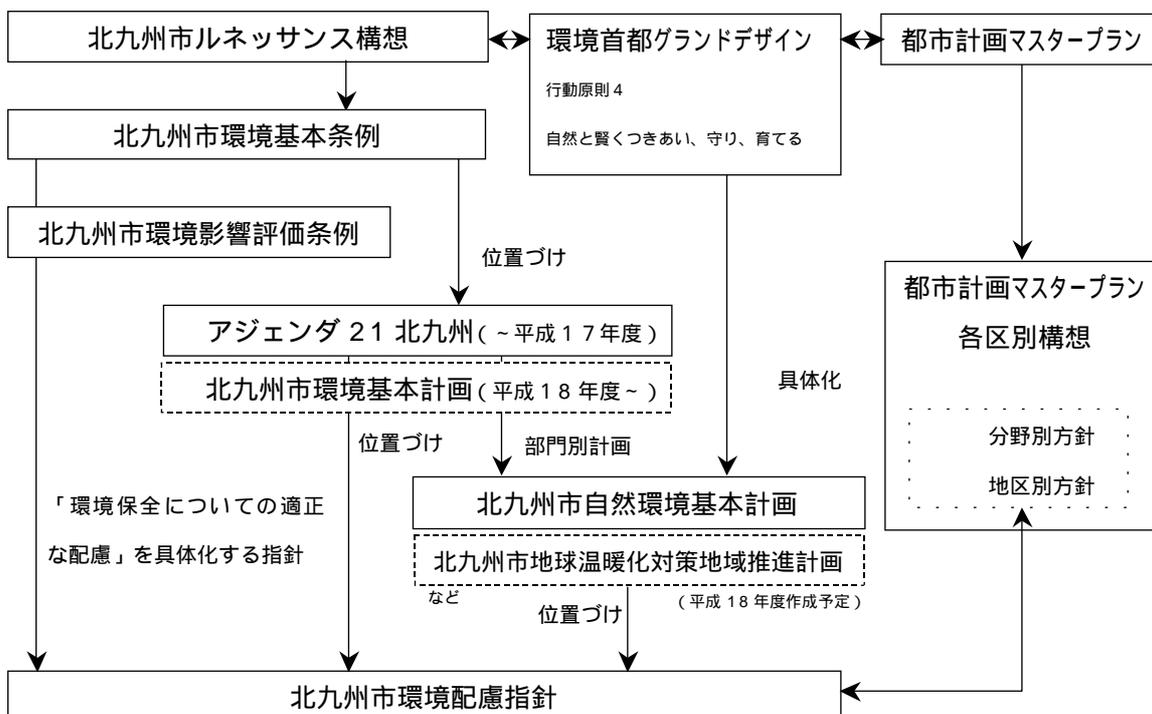


図1 各種法令・計画との関係、位置付け

2 開発事業の実施にともなう環境保全への配慮の必要性

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

国において、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立、本市においても、平成10年3月に「環境影響評価条例」を制定し、ともに平成11年6月に全面施行されました。

開発事業において、環境アセスメントが義務づけられる事業内容及び規模については、表1のとおりです。

(2) 各個別法令に基づく開発事業に係る環境配慮

指定された地域内において開発事業を実施するにあたり、許可・届出申請等の際に環境影響評価や適切な環境保全対策の検討が義務付けられる法令として、自然公園法、都市緑地法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、福岡県立自然公園条例等があります。

また、各個別の開発事業に係る法令により、許可・届出申請等の際に、環境影響評価や適切な環境保全対策の検討が義務付けられる法令として、公有水面埋立法、港湾法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大規模店舗立地法、福岡県環境保全に関する条例等があります。

(3) 法令の規制を受けない開発事業における環境配慮

昨今の市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・街並みの状況等によって、法令の規制を受けない開発事業を実施する場合においても、適切な環境保全への配慮が求められることが少なくありません。

例えば、

貴重な生態系を有する、あるいは、特色ある自然的景観を有し、人と自然との触れ合い活動の場として優れているような緑地、里山、河川、滝、湧水、干潟、砂州、藻場、湿地、自然海岸等

事業の実施により、地域の健全な生活環境が悪化するおそれのある地域

特色ある景観や文化財、史跡等が存在している歴史的、文化的な街並みを有する地域以上のような地域やその周辺で開発事業を実施する場合には、環境保全への適切な配慮が必要となると考えられます。

また、法令に基づき環境配慮の手続きが義務付けられている場合であっても、これらの手続きは、事業の実施場所やルート、規模等の事業計画が具体化した段階であることが一般的です。適切な環境保全対策を実施するためには、事業計画の早期段階から環境配慮を考慮しておくことが重要です。

表 1 環境影響評価法及び条例の対象事業一覧

対象事業種別	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	-	
首都高速道路等	すべて：4車線	-	
一般国道	4車線10km以上（7.5km）	4車線5km以上	
大規模林道	2車線20km以上(15km)	-	
県道、市道	-	4車線5km	
林道	-	2車線10km	
2 河川			
ダム	湛水面積100ha以上(75ha)	湛水面積50ha以上	
堰	湛水面積100ha以上(75ha)	湛水面積50ha以上	
湖沼水位調節施設	改变面積100ha以上(75ha)	-	
放水路	改变面積100ha以上(75ha)	改变面積50ha以上	
3 鉄道			
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	-	
普通鉄道	10km以上(7.5km)	5km以上	
軌道（普通鉄道相当）	10km以上(7.5km)	5km以上	
4 飛行場	滑走路長2500m以上(1875m)	滑走路長1250m以上	
5 発電所			
水力発電所	出力3万kw以上(2.25万kw)	出力1.5万kw以上	
火力発電所（地熱以外）	出力15万kw以上(11.25万kw)	出力7.5万kw以上	
火力発電所（地熱）	出力1万kw以上（7500kw）	-	
原子力発電所	すべて	-	
6 廃棄物最終処分場	30ha以上(25ha)	15ha以上	
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超(40ha)	25ha以上	
8 土地区画整理事業	100ha以上(75ha)	50ha以上	
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上(75ha)	50ha以上	
10 工業団地造成事業	100ha以上(75ha)	-	
11 新都市基盤整備事業	100ha以上(75ha)	50ha以上	
12 流通業務団地造成事業	100ha以上(75ha)	50ha以上	
13 宅地の造成の事業（住宅地、工場用地を含む）			
住宅・都市整備公団事業	100ha以上(75ha)	50ha以上	
地域振興整備公団	100ha以上(75ha)	50ha以上	
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業は全て対象外	50ha以上	
15 住宅団地の造成事業		50ha以上	
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm ³ /h又は水質5千m ³ /d	
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/d(廃棄物焼却施設)	
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上	
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m ² 又は高さ100m以上	
20 土石又は鉱物の採取事業		20ha以上	
21 土地の造成事業		50ha以上	
22 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上	
23 港湾計画		埋立・掘込み面積300ha以上	埋立・掘込み面積150ha以上

3 環境配慮指針の目的及び対象

これまで述べたような背景から、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、

北九州市の地域環境特性を適切に把握する

事業計画の早期の検討段階から、事業計画の具体化した段階まで、事業の進捗状況に応じた適切な環境保全対策を検討する

ことを支援するための手引書として、本指針を策定することとなりました。

本指針は、開発事業の規模の大小、事業者の公共又は民間の区別にかかわらず活用できるよう策定しており、開発事業における環境保全への配慮が一層推進するものと考えております。